

「SDGsに関する講演会開催業務」事業者選定 に係る公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

新居浜市教育委員会事務局

学校教育課

1 趣旨

この要領は、「SDGsに関する講演会開催業務」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

SDGsに関する講演会開催業務

(2) 業務内容

別記仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 契約上限額

3,085,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 事業担当課

〒792-8585

新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市教育委員会事務局学校教育課

TEL：0897-65-1301（直通）

FAX：0897-65-1306

E-mail：gakkou@city.niihama.ehime.jp

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、新居浜市に令和7・8年度新居浜市入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、「測量・建設コンサルタント等」又は「物品・役務」において、参加資格を有すると認定（認定期間が有効であること。）されている者のうち、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定ほか、次の要件に該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

ウ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）であると認められること。

(2) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は新居浜市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

- (3) 令和2年度から令和6年度までに、国又は地方公共団体が発注した講演会等開催業務の受託実績があること。

4 スケジュール

公告日	令和7年6月 9日（月）
質問受付期間	令和7年6月 9日（月）～ 令和7年6月18日（水）
参加資格確認申請書提出期間	令和7年6月 9日（月）～ 令和7年6月23日（月）
質問回答期限	令和7年6月25日（水）
参加資格確認結果通知	令和7年6月25日（水）
参加資格がないと認められた者の 説明請求期限	令和7年6月26日（木）
説明を求めた者への回答期限	令和7年7月 3日（木）
企画提案書等提出期間	令和7年7月 3日（木）～ 令和7年7月16日（水）
審査（プレゼンテーション・ヒアリング含む）	令和7年8月 上旬（予定）
審査結果通知	令和7年8月 上旬（予定）
業務委託契約締結	令和7年8月 中旬（予定）

5 参加資格確認申請書等の提出期限等

(1) 提出期限

令和7年6月23日（月）17時15分まで

(2) 提出場所

2（5）の事業担当課

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）を作成し、関係書類とともに持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内）又は郵送（配達証明付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

令和7年6月25日（水）までに事業担当課から公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式2）により通知する。

(5) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、教育長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができるものとする。この場合においては、令和7年6月26日（木）17時15分までに当該書面を持参の上、提出しなければならない。

イ アの書面の提出先

2（5）の事業担当課

ウ アにより説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和7年7月3日（木）

17時15分までに、書面（電子メール）により回答する。

6 質問の提出期限等

（1）提出期限

令和7年6月18日（水）17時15分まで

（2）質問提出先

2（5）の事業担当課

（2）提出方法

質問書（様式3）を作成し、電子メールにて提出すること。訪問及び電話による質疑は受け付けない。

（4）質問に対する回答

令和7年6月25日（水）17時15分までに質問者へ書面（電子メール）で回答するとともに、事業担当課のホームページに掲載する。

ただし、本業務の受託候補者の選定において、公平性を保てないと判断される質問については、回答、公表しない場合がある。

7 企画提案書等の提出

（1）提出書類

次のア～エの書類について指定部数を提出すること。提出書類の用紙はA4サイズ（一部A3版折込み可）、縦型・横書き・片面・左綴じを基本とする。

ア 企画提案書提出届（様式4）	正本1部
イ 企画提案書（任意様式）	正本1部、副本6部
ウ 関連業務受託実績（様式5）	正本1部、副本6部
エ 見積書（任意様式、押印必要）	正本1部

（2）提出期限

令和7年7月16日（水）17時15分まで

（3）提出場所

2（5）の事業担当課

（4）提出方法

持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内）又は郵送（配達証明付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

（5）その他

受領した提出物は返却しないものとする。また、書類等の追加提出は認めないものとする。

8 企画提案書の作成

（1）企画提案書は、仕様書を熟読の上、次の内容を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

ア 仕様書を基にした具体的な実施計画

イ 実施スケジュール

ウ 業務遂行体制（管理責任者は必須）

エ 経費積算資料

- (2) プレゼンテーション等、企画提案書について、抽象的な表現は最小限に留め、絵図には説明文を加えるなど作成時には留意すること。
- (3) 任意で本事業の効果を向上させる独自の企画等について提案があれば合わせて企画提案書に記載できるものとする。但し、実施に要する費用については、本業務の委託料に含め、経費を積算すること。
- (4) 見積書は、仕様書に基づき、新居浜市教育委員会教育長宛で、必要な項目ごとに区分（諸経費や消費税も区分）するとともに、企画提案書の内容と整合させること。

9 審査及び決定について

- (1) 企画提案書等の審査は、SDGsに関する講演会開催業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。
- (2) 企画提案書等の提出後、審査委員会において、参加者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングに応じない場合には、辞退したものとみなす。

ア 実施日時（予定）

令和7年8月上旬 ※詳細については別途通知する。

イ 実施場所

新居浜市役所本庁舎内とし、詳細については別途通知する。

ウ 実施時間

1 提案者につき30分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とする。

エ 出席者

1 提案者につき3名までとし、管理責任者となる予定の者は、原則出席する。

オ 留意事項

プレゼンテーション及びヒアリングは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン等による説明は許可する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、企画提案書等の受付順とし、個別に行い、非公開とする。

- (3) 選定委員会において、各参加者の企画提案書等の内容について、評価項目及び配点で示す選定基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を受託候補者として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

ア 選定委員会における評価項目及び配点は次のとおりとする。

区 分	評 価 項 目	配点 (最低水準点)
業務実施体制	業務実績は広範かつ十分で、類似業務に関する実績は十分か。	10 (5)
	本業務を迅速に遂行するために、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されており、本業務を確実に遂行できるスケジュールとなっているか。	20 (10)
企画提案書等の提案内容	本業務の目的、内容及び条件等の理解度が高く、提案内容の着眼点、実施内容が優れているか。	20 (10)
	講師やテーマの選定は、話題性や独自性、子どもたちにとって興味のある内容が提案されているか。	30 (15)
	業務成果向上等のための独自の提案があるか。	10 (5)
価 格	見積価格水準及びその積算の考え方は妥当であるか。	10 (5)
合 計		100

イ 各選定委員の採点の合計点（以下「得点」という。）が高かった提案事業者を受託候補者として特定する。なお、得点が同点であった場合は、選定委員会で協議の上、委員長が決定する。

ウ 参加者が1者になった場合でも審査を行い、最低水準点を設けた項目において、各選定委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば、受託候補者として特定する。

10 審査結果

- (1) 審査結果は、全ての提案者に書面（様式6、7）により通知する。
- (2) 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立て等は受け付けないものとする。
- (3) 受託候補者として特定された者と契約締結の協議を行い、随意契約により契約を締結するものとする。
- (4) 手続の透明性、公平性を確保するため、受託候補者決定後、速やかに業者名、評価結果を公表する。

11 その他留意事項

- (1) 参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 実施要領に違反した場合
 - ウ 企画提案書等に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
 - エ 最低水準点を設けた項目において、各審査委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合

- (2) 本件に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。なお、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (5) 契約の締結に当たっては、本市が用意する契約書を使用する。
- (6) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、協議により決定するものとする。